

第一種動物取扱業の新規申請について

(必要なもの)

- 1 様式第1 第一種動物取扱業登録申請書 ※業種ごとの申請が必要
- 2 様式第1別記 第一種動物取扱業の実施の方法 ※販売業、貸出業のみ
- 3 様式第1別記2 犬猫等健康安全計画 ※犬・猫の販売業のみ
- 4 参考様式第1 申請者が法第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類
- 5 飼養施設付近の見取図 ※飼養施設がなければ、事業所の見取図
- 6 飼養施設の平面図（①建物周辺、②設備） ※飼養施設がある場合
- 7 動物取扱責任者等の要件を証明する書類（次のいずれか）
 - (1) 実務経験：第一種動物取扱業務従事証明書（責任者1名につき1枚）
※証明者が法人の場合は会社印あるいは代表者印を押印する。
 - (2) 教育：成績証明書、卒業証明書
※原本を確認するので、書類提出時に写しと原本を用意すること。
 - (3) 資格：資格証
※原本を確認するので、書類提出時に写しと原本を用意すること。

※事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員
事業所毎に配置される重要事項の説明等をする職員を含む
- 8 事業所、飼養施設の権限を証明する書類
※承諾書、賃貸借契約書、登記事項証明書など
- 9 申請者が法人の場合に必要な書類
 - (1) 登記事項証明書
 - (2) 役員の氏名・住所一覧
※登記事項証明書に役員の氏名・住所一覧が記載されている場合は(2)は不要
- 10 その他の書類（知事が求める場合）
- 11 申請手数料 1件あたり15,300円 ※県証紙にて納入すること

提出書類は 原本 + コピー 1部 = 2部 必要です。

1部は自分の保管用の副本になります。登録後に副本はお返しします。